

文京区中高層共同住宅等マンホールトイレ設置等助成金交付要綱

2023文総防第228号令和5年6月30日区長決定
一部改正 2024文総防第1261号令和7年3月31日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）の中高層共同住宅等の敷地内にマンホールトイレの設置（設置に係る費用の算出に必要な調査（以下「設置調査」という。）を含む。以下「設置等」という。）を行う者に対し、その設置等に係る費用の一部を助成することにより、発災時における快適なトイレ環境の確保を促進し、被災者の健康被害の低減及び心身の健康の維持に資することを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めのあるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、下水道法（昭和33年法律第79号）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層共同住宅等 文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（56文建管発第292号）第2条第1項第2号の表の左欄に掲げる用途地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の建築物のうち、共同住宅その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅をいう。
- (2) マンホールトイレ 上部構造物、下部構造物及び雨水貯留タンクを合わせた設備をいう。
- (3) 上部構造物 汚水ますの上に設置するパネル又はテント、便器、便座及び設置に必要な附属品をいう。
- (4) 下部構造物 建築物の敷地内に設置する排水設備のうち、上部構造物からの汚水を既設の接続ます又は排水設備まで排除するために必要な排水管及び汚水ますをいう。
- (5) 雨水貯留タンク 雨どいから雨水を貯留するための地上に設置するタンク（置台、転倒防止チェーン、接続に必要な部材等を含む。）をいう。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、区内に存する中高層共同住宅等の所有者又は当該中高層共同住宅等に係る建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体若しくは同法第47

条第1項に規定する法人（マンホールトイレの設置等について同法に基づく集会の決議がなされている場合に限る。）であって、当該中高層共同住宅等の敷地内にマンホールトイレの設置等を行うものとする。

（助成対象経費等）

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) マンホールトイレの設置調査に要する費用（以下「マンホールトイレ設置調査費用」という。）
- (2) マンホールトイレの設置に要する費用（上部構造物及び雨水貯留タンクの設置工事費並びに送料を除く。以下「マンホールトイレ設置費用」という。）

2 マンホールトイレの設置に当たっては、当該マンホールトイレの上部構造物及び下部構造物の近くに、次に掲げる基準を全て満たす雨水貯留タンクを設置しなければならない。ただし、既に設置している場合又はこれに相当する水源確保が可能であると区長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 200リットル以上貯水量がある既製品であること（連結式タンク等、製品の形状は問わない。）。
- (2) 密閉構造であること。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、助成の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体がマンホールトイレの設置等を行う場合
- (2) 特定の個人が使用する場合
- (3) マンホールトイレの設置等について、既に別の助成金の交付を受けている場合
（助成金の額等）

第6条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる助成対象経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- (1) マンホールトイレ設置調査費用 5万円
- (2) マンホールトイレ設置費用 95万円

2 助成金の交付は、マンホールトイレ設置調査費用にあつては一の建築物につき1回まで、マンホールトイレ設置費用にあつては一の建築物につき1基までとする。

（交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、マンホールトイレの設置調査又は設置工事に係る契約を締結する前に、文京区中高層共同住宅等マンホールトイレ設置等助成金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて区長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下「交付申請」という。）の期限は、当該年度の1月末日（当該日が文京区の休日を定める条例（平成元年3月文京区条例第3号）第1条第1項

第1号又は第2号に掲げる日（以下「休日」という。）に該当するときは、その日前のその日に最も近い休日でない日。第14条において同じ。）までとする。

（交付決定）

第8条 区長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは文京区中高層共同住宅等マンホールトイレ設置等助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、助成金を交付しないことを決定したときは文京区中高層共同住宅等マンホールトイレ設置等助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

（変更交付申請）

第9条 前条の規定により助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定後の事情の変更等により、交付申請の内容を変更しようとするときは、文京区中高層共同住宅等マンホールトイレ設置等変更申請書（別記様式第4号）により、速やかに区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、承認することを決定したときは文京区中高層共同住宅等マンホールトイレ設置等変更承認通知書（別記様式第5号）により、承認しないことを決定したときは文京区中高層共同住宅等マンホールトイレ設置等変更不承認通知書（別記様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（設置の中止）

第10条 交付決定者は、マンホールトイレの設置等を中止しようとするときは、文京区中高層共同住宅等マンホールトイレ設置等中止届（別記様式第7号）により、直ちに区長に届け出なければならない。

（権利譲渡の禁止）

第11条 交付決定者は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（着手）

第12条 交付決定者は、交付決定後速やかに、交付決定の内容及びこれに付された条件に基づき、マンホールトイレの設置等に着手するものとする。

（完了報告）

第13条 交付決定者は、マンホールトイレの設置等が完了したときは、当該年度の2月末日までに、文京区中高層共同住宅等マンホールトイレ設置等完了報告書（別記様式第8号。以下「報告書」という。）に必要な書類を添えて区長に報告しなければならない。

（額の確定）

第14条 区長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定者に対し、文京区中高層共同住宅等マンホールトイレ設置等助成金交付額確定通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

（請求）

第15条 交付決定者は、前条の規定により助成金の額の確定の通知を受けたときは、文京区中高層共同住宅等マンホールトイレ設置等助成金交付請求書（別記様式第10号）により、速やかに区長に助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に基づき、速やかに助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第10条の規定による届出があったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 助成金を事業の目的以外の用途に使用したとき。

(4) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき区長が行った指示に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区中高層共同住宅等マンホールトイレ設置等助成金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により助成金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分制限）

第17条 文京区補助金等交付規則第24条ただし書に規定する区長が定める期間は、報告書を提出した日から10年とする。

2 交付決定者は、前項に規定する期間内において、助成金の交付の目的に反して当該マンホールトイレを処分しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（良好な維持管理）

第18条 交付決定者は、設置したマンホールトイレを常に良好な状態で管理するよう努めるものとする。この場合において、当該マンホールトイレの点検、清掃等の維持管理及び破損した場合等の修繕に関する費用は、交付決定者が負担するものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。